

[illegible]

【記載要領】（当該様式は、「国土交通省地方整備局等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引」に準じるものとする。）

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
2 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、誓約書(測量法第55条の13の規定によるもの)の写しを提出してください。
3 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
4 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
5 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。